

四日市市告示第 491 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を決定する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年 7月 17日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域決定)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	松本102号線	松本三丁目309-5	6.0~8.4	78.2
		松本三丁目309-9		
2	広永30号線	広永町字間之田607-1	4.5~9.6	122.4
		広永町字間之田597-1		
3	大矢知130号線	大矢知町字西ノ貝戸142	6.0~10.2	104.2
		大矢知町字西ノ貝戸143-5		
4	大矢知131号線	大矢知町字西ノ貝戸143-12	6.0~17.8	42.4
		大矢知町字西ノ貝戸143-9		
5	大矢知132号線	大矢知町字御幸林1351	6.0~9.5	152.7
		大矢知町字御幸林1345-2		
6	大矢知133号線	大矢知町字御幸林1341-27	6.0~13.0	81.5
		大矢知町字御幸林1341-22		
7	蒔田39号線	蒔田四丁目697-1	6.0~9.6	46.2
		蒔田四丁目697-5		
8	大治田33号線	大治田三丁目595-3	6.0~9.5	39.8
		大治田三丁目595-5		
9	大治田34号線	大治田三丁目585	6.0~9.5	41.0
		大治田三丁目585		
10	河原田136号線	河原田町字福角480-3	6.0~13.4	71.8
		河原田町字福角504-6		
11	菊水8号線	楠町本郷字川北1615-9	4.5~7.3	33.1
		楠町本郷字川北1615-7		